

学校現場の負担軽減ハンドブック

～子どもと向き合う時間の確保に向けて～



令和6年 改訂版

大分県教育委員会
(学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム)

はじめに

- 平成19年11月に文部科学省内に「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」が設けられ、教員が子どもと向き合う時間を拡充するため、文部科学省及び教育委員会等が行っている業務を見直し、学校の負担軽減を図ることを目的とした検討が重ねられ、平成20年3月31日付けでとりまとめ結果が示されました。
- とりまとめ結果においては、学校現場の負担軽減のために取り組むべき事項として、調査文書等に関する事務負担の軽減や調査研究（モデル校）事業の在り方の見直し、学校の校務運営体制の改善などが挙げられ、各教育委員会においても事務負担の軽減に努めることとされたところです。
- 大分県教育委員会においても、平成20年5月に教育庁内に「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム（以下、「負担軽減PT」という。）」を設置し、県教育委員会が行っている業務を見直すとともに、様々な負担軽減策を行ってまいりました。
- 本「学校現場の負担軽減ハンドブック」は、負担軽減PTによる会議や学校現場の教職員との意見交換などを通じて提案された負担軽減策をとりまとめ、平成21年2月に作成しました。そして、その後も毎年度学校現場との意見交換等を通じて実態把握に努め、新たな負担軽減策を盛り込みながら改訂を続けているところです。
- 令和4年度に実施した教員勤務実態調査（速報値）において、前回（平成28年度実施）調査と比較すると、教師の在校等時間の状況は、一定程度改善しましたが、依然として長時間勤務の教師が多いという実態が改めて明らかとなりました。
こうしたことを受けて、令和5年8月には、中央教育審議会において「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられました。この提言においては、教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項として、①学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、②学校における働き方改革の実効性の向上等、③持続可能な勤務環境整備等の支援の充実を、それぞれの主体（国、都道府県、市町村、各学校など）がその権限と責任に基づき、主体的に各事項に取り組むことを求められています。このことを踏まえ、業務量の適切な管理や勤務環境の整備、ICTの活用による校務効率化の推進等引き続き学校における働き方改革のために必要な取組の徹底を、大分県全体で推進していきます。
また、提言の中では教師を取り巻く環境整備のための支援を充実することはもとより、市町村や各学校などの取組を後押しするために、創意工夫により創出された好事例の横展開を図るなどの役割を果たすことが必要であると指摘されています。引続き、負担軽減PTにおいても県内で取り組まれている事例を取りまとめた「別冊①取組事例集」を作成し、横展開を図っていきます。
- 教職員や各学校、教育委員会におかれましては、本ハンドブックを活用して、今後の業務改善に向けた取組のヒントを得たり、お互いに情報を交換すること等により、取組の一層の推進を図るなど、それぞれの業務改善に積極的につなげていただければ幸いです。教職員が心身ともに健康で、余裕を持ってしっかりと子どもと向き合うための一助として、本ハンドブックが活用されることを願っています。

【ハンドブック作成・改訂の経過】

- | | | | |
|-----------|-------|-----------|--------|
| ・ 平成21年2月 | 作成 | ・ 平成29年3月 | 第9次改訂 |
| ・ 平成22年1月 | 第1次改訂 | ・ 平成30年3月 | 第10次改訂 |
| ・ 平成22年3月 | 第2次改訂 | ・ 平成31年3月 | 第11次改訂 |
| ・ 平成23年3月 | 第3次改訂 | ・ 令和2年3月 | 第12次改訂 |
| ・ 平成24年3月 | 第4次改訂 | ・ 令和3年3月 | 第13次改訂 |
| ・ 平成25年3月 | 第5次改訂 | ・ 令和4年3月 | 第14次改訂 |
| ・ 平成26年3月 | 第6次改訂 | ・ 令和5年3月 | 第15次改訂 |
| ・ 平成27年3月 | 第7次改訂 | ・ 令和6年3月 | 第16次改訂 |
| ・ 平成28年3月 | 第8次改訂 | | |

～ 目 次 ～

○業務改善のためのチェックシート	2
○ハンドブック案内	3
1. 学校現場を支援する取組	
●新時代の学びを支え、教職員の負担軽減を図るICT活用	5
●学校・家庭・地域の「連携・協働」	9
●各種教育相談の活用	
・スクールカウンセラー事業	10
・スクールソーシャルワーカー事業	11
・スクールロイヤー事業	12
●出前研修の活用	15
●育休中の職員への支援の活用	16
●健康支援体制の充実	17
2. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組	
●勤務実態改善計画について	21
●部活動の適正な運営	23
●各種休暇制度の取得促進	25
3. 県教育委員会による業務改善のための取組	
(1) 県教育委員会の具体的取組	
●研修・会議等の精選・縮減	29
●調査文書等の見直し	32
●調査研究(モデル校)事業の見直し	36
(2) 負担軽減PTからの提案	
●提案1 会議・打ち合わせの方法を見直そう	39
●提案2 フォルダ・ファイルを整理しよう	41
●提案3 校務分掌の引継ぎの仕方を見直そう	46
●提案4 好事例を参考に、業務改善に取り組もう	49
●提案5 学校訪問時の湯茶について	50
○別冊1「取組事例集」	更新
○別冊2「教職員のための休暇ハンドブック」	更新
○別冊3「ICTを活用した学校の業務効率化の推進」	更新

※本ハンドブックは、全校種の教職員を対象としていますが、取組事例が特定の学校種等を対象にしてある場合は、その学校種等を表記しています。

大分県教育委員会HP内の教育人事課のページ「教職員のみなさんへ」の項目に、本ハンドブックと概要版、別冊1・2・3を掲載しています。

☆ 業務改善のためのチェックシート ☆

改善に向け取り組みましょう

★各学校でこのチェックシートを活用して業務改善に取り組みましょう。

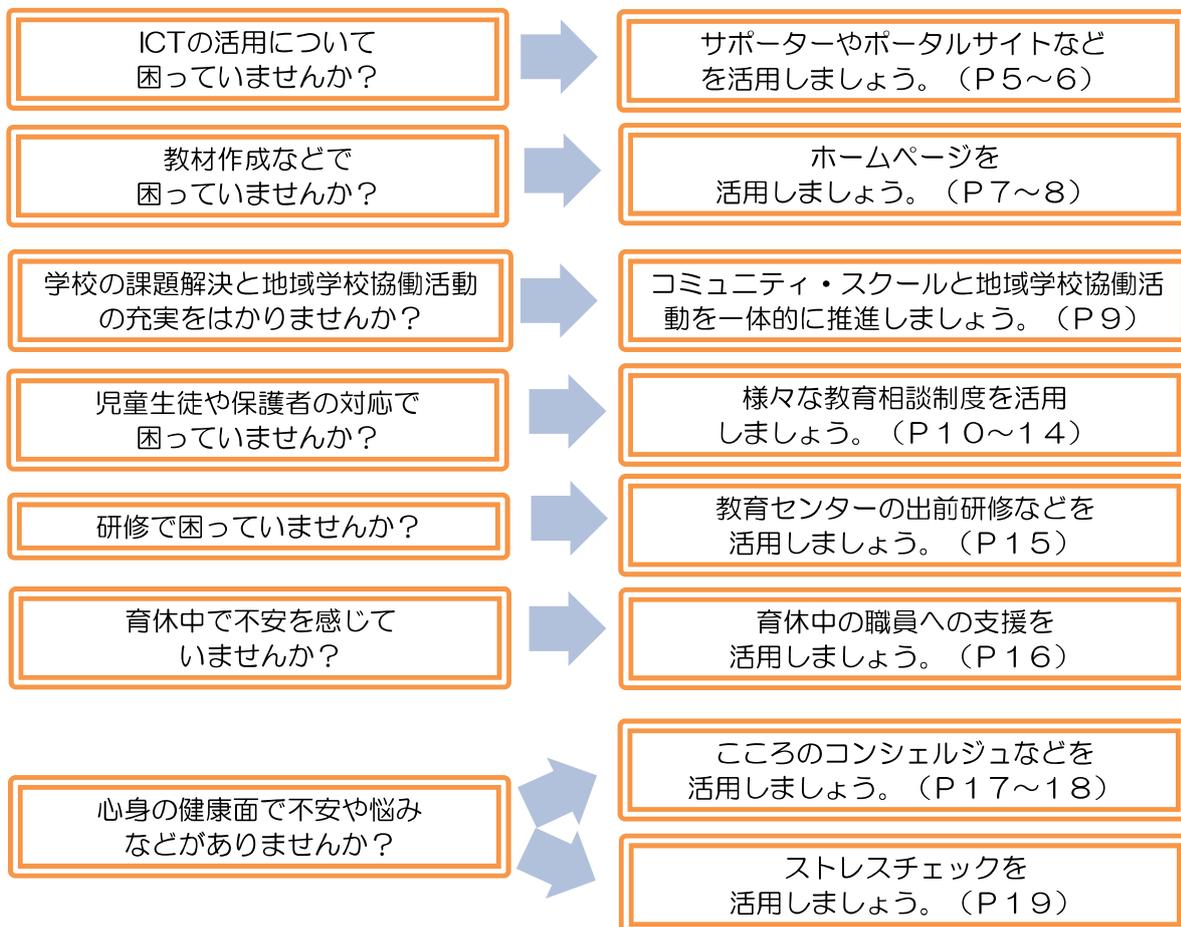
No.	項目	改善事例	チェック欄			
			◎	○	△	×
1	「勤務実態改善計画」の活用	①「勤務実態改善計画」を定期的に見直し、計画を実施している。				
2	会議・研修等の見直し	①情報伝達・交換のみの会議は他の手段により代替し、廃止をしている。(OENシステムの活用や資料の回覧などで代替)				
		②年間を見通した会議運営をするとともに、メール等を活用し、回数を縮減している。				
		③挨拶の省略や資料の事前提供により、会議の時間をできるだけ短縮している。				
		④会議の参加者を必要最小限としている。				
		⑤会議の終了時間を設定し、終了時間を厳守している。				
		⑥会議資料は、要点を整理したシンプルなものとして良いとしている。				
		⑦校内研修などは、その効果を十分に検証しながら見直しをしている。				
3	行事の見直し	①早めの計画立案・提案で準備に余裕を持たせている。				
		②行事の企画・運営マニュアルを整備するなど、毎年同じ時間、労力をかけることのないよう工夫している。				
4	業務の見直し	①校務分掌の整理、統合等をし、業務の効率化をしている。				
		②管理職が仕事内容を十分に把握した上で、教職員の能力と業務量などを見極めた上で業務を割り振りしている。				
		③授業教材や各種資料を共有し、授業準備などの負担を軽減している。				
		④分掌事務のマニュアル化を推進するとともに、共有フォルダに保存をし、資料の共有や業務の引継ぎに活用している。				
		⑤外部団体などからの作品募集の依頼に対して精選を行っている。				
		⑥地域のボランティアなどを活用している。				
5	部活動の見直し	①生徒の希望を尊重しながら、部の整理統合をしている。				
		②部顧問を複数配置し、連携して指導に当たっている。				
		③部活動の休養日を設定している。				
6	決裁・起案の見直し	①決裁は、押印者を必要最小限とするなど、簡素化している。				
		②簡易な起案は、起案書を省略し、回議ゴム印等で簡素化している。				
7	その他	①仕事を一人で抱え込まないよう、学年内や学校全体で組織的な対応が行われている。				
		②業務の繁閑に応じて、教職員間の支援体制ができています。				
		③年次有給休暇の取得を促進している。				
		④子育て支援などのため、各種の休暇の取得を促進している。				
		⑤ノー残業デーなどを設定し、定時に退勤しやすい環境づくりに努めている。				
		⑥教職員からの改善提案を奨励している。				
8						
9						
10						

※様式は各学校の状況に合わせて、適宜加工してご利用下さい。

【ハンドブック案内】

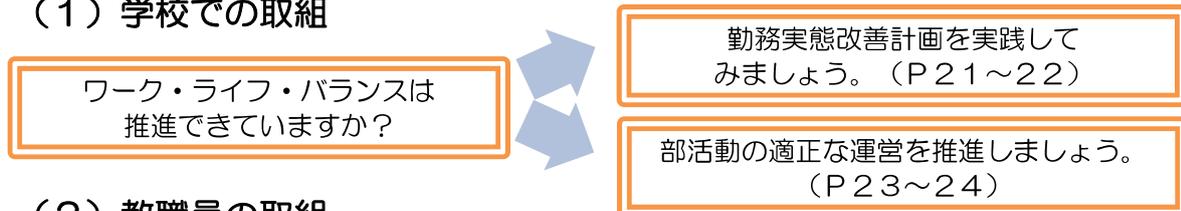
下記の問題点の解決策として活用してください。

1. 学校現場を支援する取組

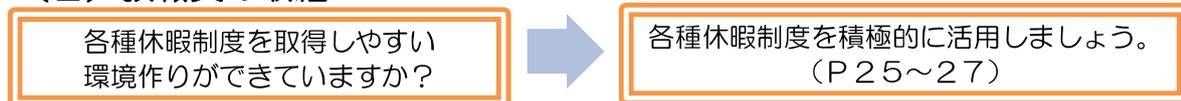


2. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組

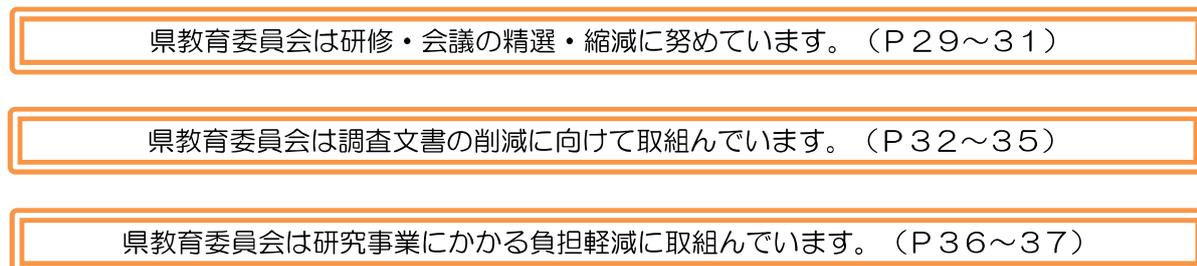
(1) 学校での取組



(2) 教職員の取組



3. 県教育委員会による業務改善のための取組



1. 学校現場を支援する取組



新時代の学びを支え、教職員の負担軽減を図るICT活用

取組の方向性

新時代の学びを支え、教職員の負担軽減を図るため、1人1台端末を活用した授業やICTを活用した校務等、学校の教育情報化の充実を図ります。

①ICT教育サポーターによる学校支援

○R4.5月から、全ての県立学校にICT教育サポーターを週1回派遣

- 支援内容：①授業支援
- ②環境整備支援
- ③校内研修支援など訪問対応

○市町村や私立学校も活用可能。
※令和5年度から、2市町と私立3校も活用している



生徒を支援するICT教育サポーター

②ICT活用授業&探究ライブラリーポータルサイト

○R4.7月に開設
296事例を公開
(R6.2月時点)

○アクセス件数は、開設
より約63,000件
(R6.1月時点)

○R5年度は、12本のインタビュー記事を追加。

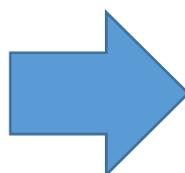


県教委 教育デジタル改革室ホームページから

③仮想化システムの運用 ～安全で快適なネット環境～

<旧システムの課題>

- 印刷ができない
- ファイル転送に時間がかかる
- ログインに時間がかかる



課題解決

<新システムの性能 R5.2月～>

- 同時ログイン数の増加
- ログイン時間の短縮
- ファイル連携操作の改善
- 直接印刷が可能

※県立学校及び15市町村の学校が活用

④OENシステム ～全教職員が利用できるパブリッククラウド～

●いつでも

インターネットさえつながれば、時間を選ばず利用できる。

●どこでも

学校や自宅、外出先でも利用できる。

●どんな端末でも

パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも利用できる。

※ドライブ機能は、紛失の心配はなく便利です。ただし、重要データ（重要度B以上）は保存できません。



⑤校務支援システム ～全市町村が共通のシステムを活用～

○令和6年度から、全ての市町村、県立中学校で共通の校務支援システムが稼働します。異動時の負担軽減につながる。

統合型校務支援システム

学籍情報管理

出欠席管理

成績機能

保健機能

さらに指導要録の電子化を推進し、押印や印刷の省略を可能とする。

⑥採点補助システムの導入

～採点業務時間、約52%短縮～
県立中学校・高等学校へR5.4月より導入

- 模範解答と生徒の答案をスキャンして読み込み、システム上で採点。設問ごとに一覧表示され、一括して採点可能。
- 短縮できた時間の使い道：超勤時間の短縮、教材研究の時間、テスト後の指導の準備、部活動指導など



設問ごとの切り出し採点

⑦ホームページ等を利用して情報提供を行います。

取組事例



【「教育庁チャンネル」の活用】(教育改革・企画課)

○優れた授業の取組事例の動画を大分県教育委員会ホームページに掲載し、教員がいつでもどこでも授業改善に取り組める環境を構築しています。

授業力向上に役立つ「大分県教育委員会ホームページ」を活用ください。

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>

【 内 容 】

「大分県教育庁チャンネル」

シリーズ授業まるごと

- 県内の様々な公立学校の優れた授業を紹介しています。
- 指導のポイントについて、授業者や指導主事の解説が付いています。
- 机間指導のタイミングや生徒の発言への対応等、授業の全てを見ることができます。

シリーズICT活用

- 「1人1台端末」等のICT機器の活用方法を動画で見ることができます。
- 「遠隔授業」等の活用事例も紹介しています。
- ソフトの活用方法を含め、すぐにでも授業で使える実践事例を紹介しています。

その他

- シリーズ「わが校の魅力」では、地方創生を担う人材育成の様子などを紹介しています。
- ※これら以外にも、学校・地域の取組や、がんばる児童生徒を紹介した動画を多数アップしていますので、ぜひご覧ください。

【大分県教育センターのホームページの活用】(教育センター)

○教職員研修に関することや教科指導・教材研究のための資料を掲載していますので、活用してください。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/31401/>



【 内 容 】

教職員研修に関すること

- 教職員研修申込システム「YELL」のログインページへのリンク、Q&Aを掲載しています。
- 月毎の研修カレンダーや研修の実施要項、申込・届出様式などを掲載しています。

学習指導や教材研究のための資料

- 授業づくりの情報を掲載しています。
- 調査研究報告書等の教育資料を掲載しています。

子どものことに関する相談

- 保護者や教職員の相談窓口を掲載しています。

【大分県公立学校総合情報ポータルサイトの活用】

OOENシステムを利用することのできる全教職員向けの情報サイトです。

総合情報ポータルサイトのホームページ

<https://sites.google.com/a/oen.ed.jp/school-portal/>

【公立学校共済組合大分支部、大分県教職員互助会のHPの活用】(福利課)

○公立学校共済組合大分支部のホームページや大分県教職員互助会のホームページでは、福利厚生等の各種事業について掲載しています。

公立学校共済組合大分支部ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/oita/>

大分県教職員互助会ホームページ <http://daikyogo.com/>

⑧授業準備に向けて

指導案や教材などの資料を掲載しているHPを案内します。授業準備をする際に、参考にして下さい。



小・中学校各教科等学習指導案様式例	義務教育課Webサイト (https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r2-shidouan-rei.html)
早わかり！単元計画の作成手順	義務教育課Webサイト (https://www.pref.oita.jp/site/gakkokoyoiku/hayawakari-teiunn.html)
特別支援教育実践事例	大分県教育センターWebサイト (https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/center-tokushijirei.html)
ICT活用授業の優良事例	ICT活用授業&探究ライブラリポータルサイト (https://oita-eduportal.com/)
部落問題学習推進のための指導資料	大分県公立学校総合情報ポータルサイト <small>(OENシステムへのログインが必要)</small> (https://sites.google.com/a/oen.ed.jp/school-portal/kaigi/iinken)
体育・保健体育実践事例	大分県公立学校総合情報ポータルサイト <small>(OENシステムへのログインが必要)</small> (https://sites.google.com/oen.ed.jp/pes/)
大分県立高等学校ICT活用授業実践事例集	大分県公立学校総合情報ポータルサイト <small>(OENシステムへのログインが必要)</small> (https://sites.google.com/oen.ed.jp/high-school-ict/)
各教科等に関する教材や資料集等	文部科学省Webサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm)
学習支援コンテンツ等	文部科学省Webサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)
特別支援教育教材等	国立特別支援教育総合研究所：支援教材ポータル (https://kyozai.nise.go.jp/)
特別支援教育実践事例等	国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システム構築支援データベース (https://inclusive.nise.go.jp/)

各種教育相談の活用

取組の方向性

学校現場の様々な課題解決に向けて、教職員が1人で抱えこむことのないよう効果的なサポートができる専門スタッフによる支援体制の充実を図り、「チーム学校」の実現を目指します。

①様々な教育相談体制を活用しましょう。

取組事例

【スクールカウンセラーの配置】(学校安全・安心支援課)

- 全ての公立小・中学校・県立学校に、公認心理師等のSC(スクールカウンセラー)を配置しています。
- また、SCに指導・助言等を行うSV(スーパーバイザー)を、各教育事務所管内に配置しています。

スクールカウンセラー等配置事業



職務内容

- 児童生徒へのカウンセリング
- カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する指導や援助
- 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校で必要と認められる事項

スクールカウンセラーの活用例

▶【事例1：中学校】発達障がい疑われた生徒Aへの活用事例

強迫行動が目立ちはじめたAのクラス担任から相談を受けて、SCが面談を開始した。その結果、かなり深刻な状態にあるとの判断の下、保護者との面談を実施した。平素の行動から自閉症スペクトラム障がいを背景に持つ可能性を疑い、精神科クリニックへの受診を勧め、医療機関へとつないだ。保護者は医師から子供への対応の仕方について助言を受けた。また、担任も医師の診断に基づいて、SCから障がいを踏まえた対応方法のアドバイスを受け、校内組織で情報共有し、統一した方針で指導できるようになった。

▶【事例2：中学校】いじめを受けて精神的に不安定になった生徒Bへの活用事例

Bは、同学年の女子生徒からのいじめに遭い精神的に不安定となるなど、教室での生活が楽しく保健室で心身を休めることが多かった。校内支援会議において、クラス担任・養護教諭からSCに相談し、SCは人間関係や生活の様子などを聞きながら、本人のニーズに合わせたカウンセリングを続けた。その結果、毎週SCと面談を重ね、Bは元気を取り戻した。

▶【事例3：中学校】長期にわたる自傷行為と希死念慮がある生徒Cへの活用事例

SCによる全局面接の中で、Cの友人の生徒から情報提供があり自傷の事実が発覚した。速やかに校内支援組織で対応を協議し、Cを観察しながら情報収集を行った。数日後、新しい傷が発覚したため、担任が本人と面談して、友だち関係に悩んでいることやリストカットの理由などを聞き取った。その後、母親に報告と相談を行い、学校と家庭の連携を確認した。その後、SCが継続的に面談を行った結果、Cは調子が上向きになり、自傷行為や希死念慮を示すことはなくなり、元気に登校している。

※負担軽減のポイント

- OSCを活用することで、児童生徒対応において適切な役割分担が可能になった。
- クラス担任が一人で悩んでいたことが、SCに相談することにより、組織的な対応につながった。
- OSCの全局面接により、教員には見えない課題が早期に発見でき、その解決にもSCが大きな役割を果たし、教員の負担軽減につながった。

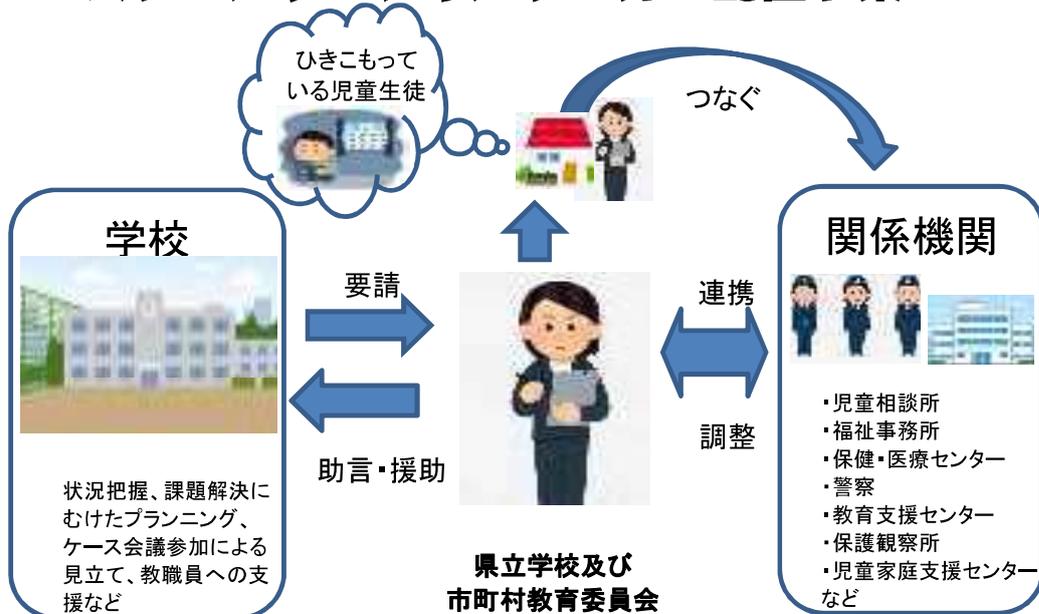
取組事例

【スクールソーシャルワーカーの配置】(学校安全・安心支援課)

○学校現場において、貧困による不登校を含めた家庭環境に起因する様々な課題を抱える児童生徒を早期に生活支援等の関係機関(児童相談所・福祉事務所等)に繋げていくことができるSSW(スクールソーシャルワーカー)の配置により学校を支援することができます。

また、SSWに指導・助言等を行うSV(スーパーバイザー)を学校安全・安心支援課に配置しています。

スクールソーシャルワーカー配置事業



職務内容

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 研修会等での助言
- 県教育委員会、市町村教育委員会、実際に業務を行う学校の校長が要請する児童生徒への支援に関する業務

スクールソーシャルワーカーの活用例

▶【事例：高等学校】生活困窮家庭の生徒Aへの活用事例

- Aは父親と2人暮らし。父親の借金返済について困っていると養護教諭が相談を受け、SSWにつながった。SSWがAに状況確認を行ったところ、借金返済のほかに父親の認知の面での心配があることがわかった。
- SSWは状況を踏まえ校内ケース会議を開催し、生徒の見守りと親族への連絡は学校が、弁護士、医療機関、福祉事務所等との連携はSSWが役割分担することとした。
- SSWは、父親の施設入所について親族と共に福祉事務所・医療機関と連携を進めた。また、借金問題については弁護士に相談しながら解決を図った。
- 借金返済のめどもつき、父親は施設入所となった。Aは親戚の家から通学することとなった。
- 生活環境が安定したAは卒業にむけて頑張っており、学校は進路決定のための指導を行っている。

※負担軽減のポイント

- SSWを活用することで、児童生徒対応において適切な役割分担が可能になった。
- SSWの活用により関係機関との連携が迅速に行われるようになった。
- 組織対応できることで「分業・協働」がなされるとともに、早期解決につながり教職員の負担軽減につながった。

【 県立学校 】 要請が必要な学校は、SSW配置校へ連絡→SSWは要請に基づき支援

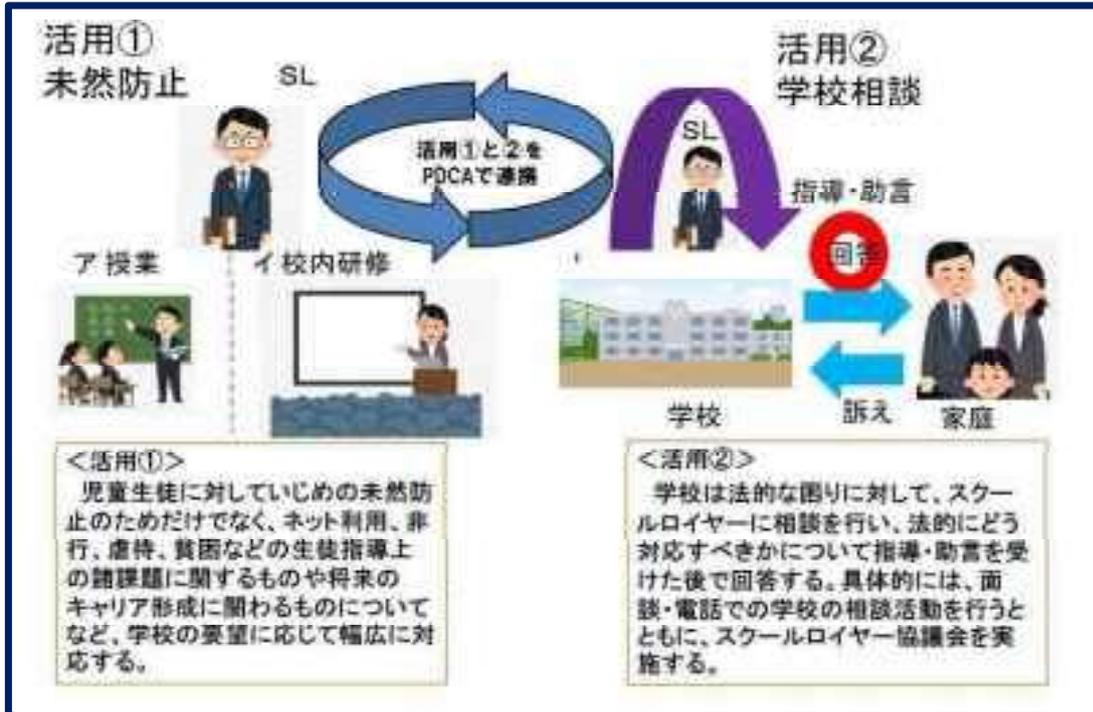
【 小・中学校 】 要請が必要な学校は、各市町村教育委員会へ連絡→SSWは要請に基づき支援

取組事例

【スクールロイヤーの活用】(学校安全・安心支援課)

○児童生徒に対するいじめの未然防止と、いじめ等にかかる学校の対応力向上をねらいとして、平成30年度からSL(スクールロイヤー)を活用できるようになりました。法律の専門家が、各学校における法的側面からのいじめの予防教育の推進や、生徒指導に関する法的相談への対応等、諸課題の解決支援を行ってくれます。

スクールロイヤー活用事業



活用① いじめ予防に関する研修会参加者の声

- SLの役割が、SC・SSWとの対比により充分理解できた。(管理職)
- 小さな問題でも相談できると聞き、心強く感じた。何かあれば早期に相談したいし、日頃から未然防止に努めていきたい。(小学校教諭)
- 事例が発生したと想定して、対応を考えた時、どう活用できるのかイメージできた。(中学校教諭)
- いじめの未然防止として、法的に人権侵害になる言葉や行動を、専門家から教わる授業はすごく良いと思う。(養護教諭)

活用② 学校の法的相談の内容と相談者の声

主訴	概要
教職員の指導	教職員の不適切な指導について
いじめ	学校の適切な指導対応について
いじめ	保護者間のトラブルについて
対教師暴力	保護者への説明について
保護者DV	情報提供の可否について
学校事故	学校施設利用時の事故について
合理的配慮	配慮を求める保護者への学校対応について
個人情報	連絡網における個人情報の扱いについて

- 「これまでは対応に悩んで、何度も職員会議をもっていたが、SLから法的に問題が無いというアドバイスを受けたことで、その時間が短縮できた。」
- 「法律に照らしたアドバイスを受けたことで、保護者に対応する際に、不安が無くなった。」
- 「SLの指導・助言がこれほど心強いものなのか、と実感している。」

※活用方法は、大分県教育委員会HPの学校安全・安心支援課のページ内に掲載している「スクールロイヤー活用事業実施要項」で確認してください。

【24時間子供SOSダイヤル】(学校安全・安心支援課)

なやみいおう

○フリーダイヤル 0120-0-78310

【いじめ相談(メール)】(学校安全・安心支援課)

○「いじめ」等について、メールによる相談窓口を開設しています。

メールによる相談窓口はこちら



no-ijime@pref.oita.lg.jp



【いじめ匿名連絡サイト スクールサイン】(学校安全・安心支援課)

○スマートフォンやパソコンから、「いじめ」等を匿名で学校へ連絡できる窓口を開設しています。

※対象は、県立高等学校および県立中学校

【教育支援センターのネットワークづくり】(学校安全・安心支援課)

○各教育支援センター(適応指導教室)において、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施しています(カウンセリング、学習活動、体験活動等)。

大分県内にある教育支援センター

大分県では、県教育センターにある「ポランの広場」をはじめ、17市町に教育支援センターが開設されています。

【主な活動内容】

それぞれの教育支援センターで多少異なりますが、概ね、以下の活動を行い、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を目指しています。

1. 来所・電話・訪問相談など不登校児童生徒及び保護者への支援
2. 不登校児童生徒に対する学習や体験活動等のプログラム
3. 関係機関との連携、親の会の活動 等



＜大分県内の教育支援センター＞

市町村	名称・通称	電話番号	所在地
① 大分県	ポランの広場	097-503-8987 (相談専用)	大分市大字三野原847-2
		097-569-0825	
② 中津市	ふれあい学級	0979-25-2461	中津市230-1番地の1
③ 豊後高田市	ピラーブ	0978-22-2710	豊後高田市美和1963番地の1
④ 宇佐市	せせらぎ教室	0978-37-1605	宇佐市大字南宇佐2163-1
⑤ 国東市	フレンドリーひろば	0978-72-0344	国東市国東町橋手308番地の2
⑥ 杵築市	ひまわり	0978-63-5220	杵築市大字杵築126-1
⑦ 日出町	フレンドリー広場	0977-73-3171	日出町389-1番地の2
⑧ 別府市	ふれあいルーム	0977-23-0867	別府市野口元町12番43号
⑨ 大分市	フレンドリールーム	097-533-7744	大分市積田町3丁目5-11
⑩ 臼杵市	さずな	0972-62-8341	臼杵市大字臼杵72-255
⑪ 津久見市	キロリ	0972-82-9526	津久見市大友町5-15
⑫ 由布市	コスモス	097-502-1379	由布市挾間町挾間668-7
⑬ 佐伯市	グリーンプラザ	0972-22-6131	佐伯市池田611番地1
⑭ 竹田市	サフラン	0974-70-5820	竹田市大字楠木731番地
⑮ 豊後大野市	かじか	0974-22-0586	豊後大野市三妻町内田2906番地
⑯ 日田市	やまびこ学級	0973-22-1000	日田市浅原1丁目1番1号
⑰ 九重町	ほっとスペース	0973-78-6805	九重町大字町田549
⑱ 玖珠町	わかくさの広場	0973-72-4141 (相談専用)	玖珠町大字森3889
		0973-72-2856	

②生徒指導支援チームを設置しています。

取組事例

【生徒指導支援チームの設置】(学校安全・安心支援課)

○生徒指導事案が発生し、学校から派遣要請があった場合には、児童福祉や更生保護の専門家等で構成する「生徒指導支援チーム」を派遣し、問題事案の早期解決の支援や児童生徒へのカウンセリング、周囲の児童生徒のケアなどを行います。

③警察との連携を図ります。

取組事例



【警察との連携】(学校安全・安心支援課)

○学校と警察が連携を密にし、再非行の防止、被害の拡大防止、児童生徒の健全育成の観点から、児童生徒の問題行動等に係る『学校と警察の連絡制度』を実施。



【警察との相互連絡制度に関する協定】(学校安全・安心支援課)

○児童生徒の問題行動や被害事案等については、学校だけで対応することが困難な状況も見られることから、児童生徒の非行及び犯罪被害の未然防止並びに安全確保を図るため、学校と警察の連絡体制を制度化し、『学校と警察との相互連絡制度に関する協定』を県教育委員会と警察本部との間で締結しました。

出前研修の活用

取組の方向性

教育センターが行う出前研修の活用により、パッケージ化した研修の提供と教育活動の支援を行います。

学校、市町村教育委員会、教科部会等の研修をお手伝いします。

取組事例

学校全体で授業改善に取り組みたいんだけど・・・。

ICTを活用した授業づくりについて学びたいんだけど・・・。

いじめ・不登校についての支援をしたいんだけど・・・。

障がいのある子どもたちの支援の仕方について学びたいんだけど・・・。

学校、市町村教育委員会、地域の教科部会の課題解決の第一歩に！！

<出前研修実施講座一覧>

研修番号	講座番号	講座名	問合せ先
S801	11	学校全体で取り組む授業研究の在り方（小・中・高）	県教育センター 教科研修・ICT推進部 097-569-0227(直通)
	12	学習評価の充実（小・中・高）	
	13	「特別の教科 道徳」の授業づくり（小・中）	
	14	「総合的な学習の時間」及び「総合的な探究の時間」の授業づくり（小・中・高）	
	15	ICTを活用した授業づくり（小・中・高）	
	16	情報モラル教育（小・中・高）	
	17	プログラミング教育（小）	
S802	21	通常学級における発達障がいのある児童生徒の理解と支援	県教育センター 特別支援教育部 097-569-0232(直通)
	22	特別支援学級・通級指導教室の授業づくり	
	23	特別支援教育における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改	
S803	31	人間関係づくり（『大分県版人間関係づくりプログラム』の活用）	県教育センター 教育相談部 097-569-0829(直通)
	32	学校で生かせるカウンセリング	
	33	いじめ・不登校の理解とその支援	

出前研修の申込様式は、大分県教育センターのホームページからダウンロードできます。まずは電話にてご相談ください。

大分県教育センターホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/31401>



育休中の職員への支援の活用

取組の方向性

育児休業中の職員が安心して職場に復帰し、復帰後もスムーズに職務が行えるよう支援体制の充実を図ります。

育休中のブランクがあつて仕事ができるか心配・・・

ICTの活用状況はどうなっているんだろう・・・



育児休業中の職員を対象とした下記の支援を積極的に活用して、復帰時の不安を解消しましょう。

育児休業中の職員のキャリア形成を支援します

出産・育児期間のブランクによるキャリア形成や職場復帰に対する不安を軽減し、モチベーションアップを図ることを目的に、育児休業中の職員へ研修受講機会を提供するとともに、安心して研修に臨めるよう託児サービスの提供を行うなど、育児休業中の職員のキャリア形成を支援します。

○様々な研修を受け、出産・育児期間のブランクによる不安を解消しましょう。

○申込方法等、詳細については、大分県教育センターホームページ

「育休職員のキャリア形成について」をご覧ください。

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/h30ikukyuu.html>



オンライン研修も
利用しましょう！



◇問い合わせ先◇ 大分県教育センター 総務企画部 TEL : 097-569-0119 (直通)

育児休業中の職員を対象にした情報共有・交流の場づくりを設定します

育児休業中の職場の様子や教育行政に関する最新情報などの情報提供、育児をする上での不安解消などを目的として、相談者を配置した情報共有・交流の場を設定し、職場復帰がスムーズに行えるよう支援します。

健康支援体制の充実

取組の方向性

教職員が心身ともに気持ちよく働けるよう、各種の相談事業や健康診断など健康支援体制の充実を図ります。

① こころのコンシェルジュを活用しましょう。

【こころのコンシェルジュ】

○メンタルヘルス対策として、教職員のこころの問題をワンストップで受け止め、適切な支援につなぐ「こころのコンシェルジュ」（ベテラン教職員OB・OG）を県下各地（各教育事務所、福利課）に配置しています。※R3年度から12名体制

○コンシェルジュは各学校を巡回し、学校長や本人と面談、また必要に応じて精神科医等関係機関につないで、こころの問題の解決に努めるなど、休暇・休職回避や職場復帰に向けた支援を行っています。



こんな時には、気軽にコンシェルジュにご相談ください

個人的なことなので、職場の人に相談できない…

家族のことで心配事がある…

仕事のことで相談したいけど、みんな忙しそうで声をかけられない…

人間関係がうまくいかない…

学級経営がうまくいかない 等

夜眠れなくなった…
夜中に目が覚める…
体調が悪い

相談日時：月～金曜日 9：15～17：00

面談方法：(1)巡回相談（コンシェルジュが各学校を巡回し、転入・新採用者、困っている職員、希望者等と直接面談します。）

：(2)来室、電話、メール、文書（来室の場合は、事前にご連絡ください。）

※話をするだけで気持ちが落ち着くことがあります、安心してご相談ください。

あの、、、
相談したいんですが…



こころのコンシェルジュ紹介

【小・中学校担当】

【県立学校担当】

中津教育事務所(2名)
0979-25-2212
nakatsu-con@oen.ed.jp
nakatsu-con2@oen.ed.jp

大分教育事務所(2名)
097-506-5930
oita-con@oen.ed.jp
oita-con2@oen.ed.jp

竹田教育事務所
0974-63-2103
taketa-con@oen.ed.jp

別府教育事務所(2名)
0977-67-6411
beppu-con@oen.ed.jp
beppu-con2@oen.ed.jp

佐伯教育事務所
0972-22-1929
saiki-con@oen.ed.jp

日田教育事務所(2名)
0973-23-5131
hita-con@oen.ed.jp
hita-con2@oen.ed.jp

福利課(2名)
097-506-5481
fukuri-con@oen.ed.jp
fukuri-con2@oen.ed.jp

※ご相談・お問い合わせのプライバシー情報は固く秘守します。

② 教職員健康支援センターを活用しましょう。



最近体の調子が…

どんなときに利用するの？

教職員自身がこんな症状を自覚したとき

- ・ 仕事や心配事で眠れない、夜間・早朝に目が覚める
- ・ 仕事のミスが多くなった
- ・ 同僚など、人と会話することに疲れるようになった
- ・ 物事に集中できなくなった
- ・ 仕事が進まなくなった
- ・ 原因不明の身体症状（疲労感・頭痛等）がある
- ・ 食欲がなくなった（味がしない）

管理監督者から見てこんな変化があったとき

- ・ 単純ミスが多くなった
- ・ 表情がなくなった（笑顔が見られなくなった）
- ・ 会話が少なくなった
- ・ 遅刻が多くなった
- ・ ぼーっとしていることが多くなった
- ・ 疲れているように感じる
- ・ いつも一人でいることが多くなった

※「学校現場における管理監督者のための職場復帰支援の手引き」参照

お電話ください！



（健康相談専用電話） 097-506-5475 【保健師とのホットライン】

教職員健康支援センターではどんな相談をしているの？

「**こころの相談**」 精神科医が面接し、不安や困っていること、辛いことを相談することで、解決方法を一緒に考えていく時間です。必要な場合は、医療機関受診やカウンセリングを勧めることもあります。

「**カウンセリング相談**」 臨床心理士が面接し、相談者の気持ちに寄り添い（傾聴・受容・共感的理解）、相談者が自ら解決策を導きだすサポートを行います。

※上記の相談は予約制になっていますので、上記の電話番号へご連絡ください。

関係機関が連携して対応した結果、早期回復できた事例

<教諭Aさんの場合>

Aさん：生徒・保護者との関係等で眠れない日々が続いているため、こころのコンシェルジュに相談。

（コッセルジュ） → Aさんと面談後「眠れないことで仕事にも支障が出始めたという話があったため『こころの相談』を紹介したい。Aさんにはセンターに状況を伝えること、センターから連絡がくることについて説明し、承諾済み。」と教職員健康支援センターに連絡あり。

（セツター） → コッセルジュからの連絡を受け、Aさんと連絡をとり、相談日について調整。

Aさん：後日、『こころの相談』で精神科医と面接。その結果、治療が必要であると診断されたため、医療機関を受診し、内服治療を開始。

（セツター） → 精神科医との面接内容を把握すると同時に、本人了解の下、学校の管理職に対して、相談医の助言を伝え、部活動や分掌業務の負担軽減について依頼。

Aさん：学校で校務分掌を配慮してもらい、服薬しながらではあるが、現在休暇を取らずに勤務ができています。今後も医療機関に通院しながら、徐々に以前の状態に戻していく予定。

（セツター） → 取組の結果、本人の体調も回復に向かいつつあるため、引き続き、コンシェルジュと連携して必要に応じた支援を行うことにしている。

③ ストレスチェックを受検しましょう。

ストレスチェックは労働安全衛生法に定められています

「ストレスチェック（⇒ストレス診断）は何のためにするの？」との質問をよく受けます。教職員のみなさんに理解していただけるように、ストレスチェックの目的や活用方法について説明します。

ストレスチェックの目的は？

1. 自分自身を振り返り、心理的な負担の程度（ストレス度）を知る。
2. 定期的に自分のストレス度を知ること、ストレス解消や相談利用等のセルフケアに役立てる。
3. 集団分析結果を職場環境改善のために活用し、働きやすい職場づくりを推進する。

ストレスチェックで高ストレスと判断された

福利課の保健師が個別に連絡します。

1. メールで、福利課保健師から連絡します（定期的に庁内連絡・OENメールをご覧ください）
2. 医師による面接のご利用をオススメすることがあります。ご本人が希望する場合、医師による面接を受けることができます。
3. 必要に応じて、相談事業の紹介もしていますので、気軽にご利用ください。

忙しくてストレスチェックをする時間がない！

1. ストレスチェックは最低年2回（前期・後期）の実施をお願いしています。
2. ストレスチェックはいつでも、何度でも、好きなときに受検可能です。
ただし、5～7月末（義務制は8月末）までに1回、10～12月末（義務制は1月末）までに1回を目安に、各自行ってください。（所要時間：約5～6分）
3. 結果の履歴を見ることができ、自分の過去のストレス度を振り返ることもできます。

ストレスチェックの「コメント欄」から

【事務職員Bさんの場合】

Bさん：ストレスチェックでストレス度が高かったため、保健師からフォローのメールを受信。身体 の健康面でも不安があったため、返信メールで「検査で大腸ポリープがあるとわれ、精密検査を勧められたが、怖くて受診に行けない。」と打ち明けた。

センター：保健師がBさんにOENメール等で不安の内容を聞き取り、医療機関の受診をアドバイス。その後、本人から「気持ちが落ち着いてきたので、受診してみる」との返信あり。

Bさん：後日、医療機関を受診し、結果に不安は残るものの、受診した事実についてセンターに報告。

センター：受診したことを労うとともに、結果報告のお願いと治療を要する場合のセンターの支援、協力の用意について伝達。

Bさん：受診の結果、早期がんの診断であったため、センターに報告。報告のメールには、これまでのセンターとのやりとりを通して、治療に対して前向きになれている現在の心境を綴った。

センター：早期発見でよかったことを伝えとともに、Bさんの体調回復のため、今後も引き続き必要に応じたサポートを行うことを伝え、様子を見守ることにしている。

メンタル面のサポートだけでなく身体 の健康に関するサポートを受けるきっかけとなります

ストレスチェックで自分の“こころのSOS”に気づきましょう！

ストレスチェックは、業務評価等とは無関係です！

コメント欄に書かれた内容は、ご本人と福利課保健師しか見ることができません。「誰かに話したいけど…」と思いつつも話せないでいること、相談できないことなどございましたら、お聞かせください。

みなさんがストレスチェックを行うことで、個人へのサポートはもちろん職場環境の改善のためにも活用できますので、積極的なご利用をお願いします！

※小中学校勤務の方は教育行政用パソコンから以下のアドレスを直接入力してください。

(http://e-shindan.oita-ed.jp/e-shindan_ky/default.htm)

県立学校勤務の方はe-オフィスシステムから

「ストレスチェック」→「教育庁・県立学校の方はこちらから」



ストレスチェックを以前ご利用された方で「パスワードを忘れてしまった」という方は、教職員健康支援センター（097-506-5478）までご連絡ください。パスワードの初期化処理をさせていただきます。
初めてご利用される方は、画面の指示に従って好きなパスワードを登録し、ご利用ください。

2. ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた取組



勤務実態改善計画について

取組の方向性

所属長等は、各学校で策定している「勤務実態改善計画」の点検・見直しと実践により、業務の効率化を図り、子どもと向き合う時間の確保やワーク・ライフ・バランスの実現を進めてください。

○平成17年度に各学校で策定していただいた「勤務実態改善計画」については、平成23年度に全面的な見直しをお願いし、さらに、平成25年度から毎年その取組を一層推進するため、全教職員の視点から内容の点検を依頼しているところです。

Check!

令和6年度「芯の通った学校組織」取組方針では、「働き方改革の成果を上げるためには、毎年各学校に点検・見直しを依頼している「勤務実態改善計画」内で重点的に取り組むテーマ（1改善運動）を設定し、学校全体での徹底した業務改善を引き続き積み重ねていくことが重要である。」とされています。また、令和6年度大分県教育委員会重点方針においても学校における働き方改革の推進に向けて、各学校の実情に応じて重点的に取り組む「1改善運動」の着実な進捗管理が必要とされています。

※各学校においては、下記を参考に、計画の点検・見直しを行ってください。
一つの取組を徹底することが、結果的に大きな成果に繋がっていきます。



取組事例

年度毎に重点テーマを決めて取り組もう（1改善運動）

業務改善の取組をより実効性の高いものにするために、年度毎に特に重点的に取り組むテーマを設定してみましょう。

設定した重点テーマについては、学校全体で共通認識して、検証・改善を行いつつ、徹底して取り組みましょう。

<点検・見直しのポイント>

- まずは、勤務時間や業務内容などの勤務状況を把握した上で重点テーマ（1改善運動）を決めましょう。そして、目標を達成するために必要な具体的取組策をまとめましょう。
- 重点テーマ（1改善運動）を決める際に「負担軽減ハンドブック」を参考にして、学校全体で1つ1つ業務改善を積み重ねていくことが重要です。
- 重点テーマ（1改善運動）や具体的な取組策については、定期的に見直し必要に応じて更新していきましょう。
- （1改善運動）と並行して、健康支援体制の充実や、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた各種休暇制度の取得促進を図ることが重要です。
- 各教科や特別活動の行事は、教科等の指導時数や内容、育成を目指す資質・能力などカリキュラム・マネジメントの視点で質の向上と合わせて、見直しを行うことが重要です。

<1改善運動のテーマ例>

- 会議・分掌・行事等の見直し
- 部活動の活動時間や休養日の遵守
- 校務の削減と効率化
- ICTを活用した校務の改善
- 時間外勤務の縮減
- 地域人材の活用

※各学校の実情に応じてテーマは設定してください。

～管理職の方へ～

計画を活用して業務改善のPDCAサイクルを促進しましょう！
 実効性の高い取組にするためには、学校全体での共通認識と、
 管理職の強いリーダーシップが求められます。



例

〇〇学校勤務実態改善計画

1. 現状分析

本校は、各学年1学級に特別支援学級を加えた5学級の小規模校である。それぞれの学年が単学級であるため、学級担任にかかる事務的作業の負担が大きい。また、職員数の年齢構成も30代と50代とが3割以上となっており、中間層が少なく、多くは校外からの通勤で、中には1時間を超える長距離通勤をしている職員も1割弱いる。

その中で、日常的に教材研究や児童の家庭学習の誘導、生徒指導、分掌運営に追われている。そのため、教職員の勤務は必然的に超過傾向に陥りがちで、時間外勤務が日常化している。時間外在校時間の平均は4.5時間を平均しているが、中には6.5時間を超えている職員がいたという状況。職場全体にはびこる「超過勤務が当然」という感覚も気になるところである。このような状況で危惧される点は、現状の働き方、個々の職員によって「持続可能な働き方」という点である。自身の健康状態や家庭環境の変化など、個々の環境の変化があっても働き続けられることが可視化。そういった観点からも働き方を見直し、「持続可能な働き方」を創出する必要がある。

2. 重点テーマ（1改善運動）

「組織的な取組による勤務改善と個々の働き方の改善」

3. 具体的取組

① 取組する組織の構築と仕事量の均等化

- （ア）新しい校内組織と校務分掌により目標達成に向けた業務体制を強化する。
- （イ）分掌による仕事量の偏りを検証し、是正することをめざす。

② 時間外勤務の削減

- （ア）校長は、時間外勤務の実態を把握し、必要に応じて個人面談を行う。
- （イ）超過勤務日を「ノー残業デー」として7時に完全閉庁とする。

③ 年次有給休暇の取得促進

- （ア）「休みたいときに休める」という意識を共有し、年次有給休暇の取得促進を目指す。
- （イ）計画的な年次有給休暇取得の取組（計画的な休）を推進する。

※ 取組推進のために自課の調整や代替確保、教職員への協力体制を構築していく。管理職も可能な限り有給代替に入る。

④ 定例会議の効率化

- （ア）運営委員会・拡大運営委員会・職員会議・PT会議を、水曜日を基本としながら計画的に設置分け。意思決定の円滑化と効率化を図る。「定議」(机上調整後)を導入し、効率化を図る。

第1水曜日	田舎委員会
第1水曜日	拡大運営委員会・PT会議
第2水曜日	職員会議(校内研修)・各教員内委員会
第3・第4水曜日	校内研修

⑤ 「働き方の見直し」(業務改善)を行う。

- （ア）学年1別、自身の働き方についてのふり返りを行い、次学期につなげる。
- （イ）時間対効果からの見直しを行う。時間を要する割に、教育的効果の小さい業務については、思い切ってやめる。
- （ウ）業務の効率化、効率化として作成した文書は教員フォルダに必ず入れる。

部活動の適正な運営

取組の方向性

部活動指導は、教職員の時間外勤務の主な要因になるなど、教職員にとって負担が大きいことから、部活動の適正な運営を推進します。

①適切な休養日及び活動時間を設定しましょう。

○県教育委員会では、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12)」に則り、「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定しました。(令和5年3月24日付け教委体第3018号、教委文3939号)その中で、以下のとおり休養日及び活動時間の基準を示しています。

【中学校】

- 週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日进行ける。
- 活動時間は、長くとも平日2時間程度・休業日3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【高等学校】

- 原則、週当たり2日以上の休養日进行ける。
※1日は、週休日を休養日とすることが望ましい。
- 活動時間は、原則、平日3時間程度・休業日4時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 学校の実態や特色及び競技種目や分野の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。ただし、その場合であっても、「週に1日」及び「月に1日以上の週休日」を完全休養日とする。

【中高共通】

- 長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日进行確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養日を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

各学校の取組

○県立学校は県の方針に、市町村立学校は各市町村の方針に沿って、「学校の部活動に係る活動方針」及び「各部の活動計画等」を策定し、各学校の方針に則った活動を行っていきます。なお、各学校は活動方針、活動計画等をホームページで公開することになっています。

成長期にある生徒が、部活動・食事・休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮と、職員の負担軽減の、両方の観点が必要です。
休養日や活動時間の設定が実効性のある取組となるよう、学校組織全体で取り組みましょう。

取組事例

【合理的でかつ効率的・効果的な部活動指導】(体育保健課、文化課)

- 部活動用指導の手引(運動部)を活用しながら、科学的、合理的かつ効率のよい練習方法を工夫し、短時間であっても充実した活動が展開されるよう努めましょう。
- 顧問は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることや、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与えること等を正しく理解しましょう。

②部活動の指導体制を確認しましょう。

取組事例

【指導体制の見直し】（体育保健課、文化課）

- 特定の職員に負担が集中しないように、学校組織全体で部活動の運営や指導方針を検討したり、部活動の活動状況等に応じて顧問を複数配置するなど指導体制を見直すことも必要です。
- 管理職は、生徒や職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置しましょう。
また、働き方改革を踏まえ、職員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行いましょ。

<その他の改善策の具体例>

- ・経験のない部活動の顧問になった場合は、外部指導者等を活用し、専門的・技術的な助言をもらうなどの協力を得る。
- ・年間を通して、参加する大会や地域の行事・催し等の精選を図る。

トピック

負担軽減プロジェクトチームでは、「適正な部活動の在り方について」の議論を重ねており、その中で出された学校現場が参考となる意見の一部を紹介します。

○年度当初のPTA総会等で保護者に対して管理職から「部活動については、教員の負担軽減等に配慮し、本校では休養日を設定して活動の統一を図っています。」と説明してもらうことで、保護者からの理解を得て、学校全体で取組を進めやすく、休養日を取得しやすくする。

○同一校において曜日を特定して外部指導者等を活用しながら、複数の部が体幹トレーニングなどのフィジカルトレーニングを合同で行うことで、全ての部の顧問が部活動に参加しなくてもよい体制を整える。

○新採用者については、初任者研修に時間が必要であること、教諭として最も必要な教科指導や学級経営等を学ぶ時間が必要であることから、単独での部活動顧問は避けて、複数指導体制にするなど配慮することが望ましい。

○部活動の指導体制は、複数指導体制となることが理想であり、一人で顧問をして特定の職員に負担が集中しないように配慮することが大切である。教職員数が足りずに複数指導体制が取れない学校においては、部活動数の見直しを検討することが理想である。

○将来的な生徒数の減少を見越して、管理職のリーダーシップのもと、生徒・保護者・地域等に理解を得ながら計画的に学校規模に適した部活動数に調整することが理想である。

*生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指しましょう。

③部活動の支援をしています。

【安全・安心な学校部活動支援事業】（体育保健課）

【県立学校対象】

- 県立学校の部活動において、公式大会に参加するために学校管理自動車等の長距離運行（片道20km以上）を行う場合には、専任の運転手を雇う経費をしています。

※時間単価 6,000円
補助率 2/3以内